

答申第22号
(諮問第27号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)は、「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る文書」について、別表1に掲げるものを公開することが妥当である。

なお、不存在を理由として「専門教科・科目の試験問題の解答例」を非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の公開の請求

平成14年11月5日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、別紙1に掲げる公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

同年11月20日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、別紙2のとおり公文書を特定し、条例第6条第6号に該当する情報が含まれていること、および一部の文書については不存在であることを理由として、一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

同年12月27日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分を不服として滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分において非公開とした部分に係る処分の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、諮問実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において述べている審査請求の理由は、次のように要約され

る。

- (1) 様々な教育問題が社会問題化する中で、住民の付託にこたえる教員であるかどうかは住民の強い関心事である。中でも、教員の採用は公正に行われているのか、採用試験はどのような問題で行われているのか、どのような選考基準により、どのような人が教員として採用されているのか、という教員採用選考事業への関心は高まっている。

実にここ数年で教員採用選考試験問題の公開は全国に広がり、過半数の自治体によって何らかの形で教員採用選考情報の公開がなされている。

実施機関が教員を選考して採用する業務は、国民・市民から信託を受けた作業であり、こうした意味からも、その手続や内容は原則として公開されるべきである。

- (2) 諮問実施機関は、専門教科・科目の試験問題、面接試験・指導実技・実技試験の内容については、出題範囲が限られており、公開すると類似問題の出題が困難になると主張しているが、これは実施機関における問題作成能力の現状、教員採用選考事業における体制の不備を述べているにすぎない。

このような理由で試験問題の作成が困難になる団体はありえず、入学試験や国家試験などでは問題が公開されているが、出題範囲が限られたものになるという理由で問題作成が困難になるという主張は見られない。

- (3) 諮問実施機関は、専門教科・科目の試験問題、面接試験・指導実技・実技試験の内容および評価基準を公開すると、受験技術に長けた者が有利となり、優れた人材確保が困難になると主張するが、この理由については香川県情報公開審査会の答申（平成14年3月26日付け答申第168号）では非公開理由として認められていない。

自らの力量では優秀な人材を見抜くことができないため、公開はできないといった主張は、非公開理由とは認められない。

- (4) 諮問実施機関は、専門教科・科目の試験問題を公開すると、問題に対する批判が作成者に向けられることなど、問題作成作業の物理的、心理的負担が増加し、問題作成委員の確保が困難になるなどの支障が生ずると主張するが、こうした問題作成作業への支障についても、先に挙げた香川県情報公開審査会の答申では非公開理由として認められていない。

問題作成委員の物理的・精神的負担感は、教員採用選考の職務の重大さから生ずるものであり、非公開理由とは認められない。

- (5) 諮問実施機関は、専門教科・科目の解答例については、問題作成委員から提出を求めているため、保有していないと主張しているが、この理由は教員採用選考の問題の適正さを教育委員会が検証していない実態を示すものである。直ちに教育委員会の責任のもとに問題作成委員から解答例を入手し、公開すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

1 公立学校教員採用選考試験の基本的事項

(1) 選考試験の目的

公立学校教員採用選考試験（以下「選考試験」という。）は、第一次選考として、筆記試験（「一般・教職教養」、「専門教科・科目」、「小論文」および「適性検査」）と集団面接（討論を含む。）を、第二次選考として全員に個人面接と「指導実技」を、また、校種・教科・科目によっては、「音楽実技」、「特別活動にかかわる実技」、「水泳実技」、「教科科目に関する実技」を実施し、受験者の資質、能力、適性等を多面的、総合的に判断して教員として優れた人材の確保を行うことを目的として実施している。

(2) 選考試験の公開に対する考え方

選考試験の問題等については、これを公表し、傾向と対策的な知識によって高得点を得るようなことになれば、結果的に受験者の本質的な能力が判明せず、本来意図した選考試験に支障が生じるとの基本認識の下に、これまで公表しないことを原則としてきた。

しかし、本件公開請求にあたって、検討を行った結果、選考試験の実施方法の変更等により、以前と比較して事務に支障を生じることがなくなってきたと考えられるものについては公開することとした。

そういった中でも、本件公開請求において非公開とした部分は、現状においてもなお、公にすることにより今後の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当すると判断した。

2 条例第6条第6号に該当すると判断した理由

(1) 専門教科・科目の試験問題について

問題作成委員に委嘱した職員は、本来の業務を続けながら短期間で問題作成に従事しており、また、受験者に求められる基本的な知識レベルを判定しようとするならば、問題の出題範囲は限られたものにならざるを得ない。

このような状況で試験問題を公開すると、類似問題の出題が困難となり、問題に対する批判が作成者に向けられることなど、問題作成作業の物理的、心理的負担が増加し、問題作成委員の人材確保が困難になり、また、公開により出題傾向が察知できることから、受験技術に長けた者が有利となり、教員として適当なものを採用することが困難になるなど、今後の選考試験の円滑な遂行に著しく支障が生ずるおそれがある。

(2) 面接試験の質問内容および評価基準について

面接試験の特性からして、質問内容を毎年大きく変更できるものではなく、質問内容および評価基準を公開すると、受験者は、事前に質問内容を予測して回答を準備し、評価の基準項目を意識した応答をすることが可能となり、面接本来の目的である人物の全体像の正確な判断が困難となる。このことは、面接試験の実施の目的を阻害するものであり、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 指導実技の内容および評価基準について

指導実技の内容は各専門教科からの出題であり、出題範囲や内容が限定されるため、基本的な部分は反復継続している。

内容および評価基準を公開すると、受験者はその内容を予想し、評価基準の項目を意識した事前の反復練習を行うことが可能となり、受験技術の向上のみに拘泥し、結果的に受験技術に長けた者が有利になるなど、試験の目的を失い、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 実技試験の内容および評価基準について

実技試験の内容は各専門教科の実技に関する事項であり、内容の範囲が限定されるため、基本的な内容は反復継続している。

内容および評価基準を公開すると、受験者はその内容を予想し、評価基準の項目を意識した事前の反復練習を行うことが可能となり、受験技術の向上のみに拘泥し、結果的に受験技術に長けた者が有利になるなど、試験の目的を失い、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 専門教科・科目の試験問題の解答例の文書不存在について

専門教科・科目の試験問題の中には、それぞれの専門分野に関する記述式の設問があるため、採点業務についても問題作成委員に依頼している。

選考試験を所管する教職員課としては、選考試験を遂行する上で必要な採点結果の提出を受けることで十分であることから、解答例の作成や提出は問題作成委員に求めておらず、保有していない。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 対象公文書について

本件の対象公文書は、別紙2の「個別文書の件名等」欄に掲げる文書である。

(3) 条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等もしくは他の地方公共団体が行う事務または事業に関する

る情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

そして、「次に掲げるおそれ」として同号では、典型的なおそれを例示しており、「監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」（同号ア）を規定している。

以下、本件対象公文書の情報についての本号該当性について検討する。

ア 専門教科・科目の試験問題について

諮問実施機関は、当該公文書を公開すると、類似問題の出題が困難になるとともに、問題に対する批判が作成者に向けられることなど、問題作成作業の物理的、心理的負担が増加し、問題作成委員の人材確保が困難になり、また、公開により出題傾向が察知できることから、受験技術に長けた者が有利となり、教員として適当な者を採用することが困難になるなど、今後の選考試験の円滑な遂行に著しく支障が生ずるおそれがあると主張している。

確かに、当該公文書を公開すると、受験者が問題を予測しやすくなり、結果的に受験対策を行った者が有利となる面はあると思われる。しかし、教員採用試験も試験である以上、受験者が何らかの受験対策を講じることは避けがたく、そうした中で、試験実施者には、これに対抗しうる問題作成についての努力や工夫が求められるものと考えられることから、公開すると類似問題の出題が困難になるという主張は認めがたい。

さらに、選考試験では筆記試験の他、面接試験や実技試験等を行い、多面的、総合的に判断しているのであるから、専門試験の問題を公開することにより、直ちに教員として適当な者を採用することが困難になるとまでは思われず、今後の選考試験の遂行に著しく支障が生じるおそれがあるとする主張は認められない。

次に、問題に対する批判が作成者に向けられることなど、問題作成作業の心理的負担が増加し、問題作成委員の人材確保が困難になるという点については、諮問実施機関の説明によれば、問題作成委員の職氏名等は明らかにしていないとのことであるから、当該公文書を公開したとしても問題に対する批判が直接、作成者個人に向けられるとは考えられない。また、問題に対する批判があったとしても、それは試験実施者の責

務として、実施機関が受け止めるべきものであると考えられることから、このような主張は認められない。

よって、専門教科・科目の試験問題は本号に該当しないものと判断する。

イ 面接試験の質問内容および評価基準について

諮問実施機関は、面接試験の特性からして、質問内容を毎年大きく変更できるものではないため、公開すると、受験者は、事前に質問内容を予測して回答を準備し、評価の基準項目を意識した応答をすることが可能となり、面接本来の目的である人物の全体像の正確な判断が困難になると主張している。

しかしながら、面接試験は質問内容に対する回答のみを評価するものではなく、質疑応答のやり取りの中で判断していく性質のものであり、たとえ質問内容と評価基準を公開することにより、受験者が事前に質問内容を予測して回答を準備できたとしても、そのことが人物の全体像の正確な判断を困難にするとは思われない。

また、本件対象公文書を見る限り、面接試験の質問内容は受験者であれば容易に想定することができるものと認められるものであるから、質問内容の公開により支障が生じるとは思われないため、面接試験の実施の目的を阻害し、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする主張は認められない。

よって、面接試験の質問内容および評価基準は本号に該当しないものと判断する。

ウ 指導実技の内容および評価基準について

諮問実施機関は、指導実技の内容は出題範囲が限定されるため、基本的な部分は反復継続している中で、内容や評価基準を公開すると、受験者はその内容を予想し、評価基準の項目を意識した事前の反復練習を行うことが可能となり、受験技術の向上のみに拘泥し、結果的に受験技術に長けた者が有利になるなど、試験の目的を失い、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

まず、試験の内容についてであるが、指導実技試験の目的や実施方法等から考えると、出題範囲が基本的な領域に限定されてくるという事情は認められる。しかし、出題範囲が限定されるとはいても、その出題範囲から多種多様な問題を比較的容易に作成できると思われることから、過去の問題を公開したからといって事務に支障を及ぼすとまでは考えら

れない。

また、指導実技試験は、問題に対する正確性のみならず、実技の流れや板書の仕方など実際の授業を想定して技術力等の評価を行っていることから、内容や評価基準を公開することによって、直ちに当該試験の目的を失わせ、教員として適当な者を採用することが困難になるとは思われないため、選考試験の遂行に支障が生じるおそれがあるとする主張は認められない。

よって、指導実技の内容および評価基準は本号に該当しないものと判断する。

エ 実技試験の内容および評価基準について

諮問実施機関は、実技試験の内容はその範囲が限定されるため、基本的な部分は反復継続している中で、内容や評価基準を公開すると、受験者はその内容を予想し、評価基準の項目を意識した事前の反復練習を行うことが可能となり、受験技術の向上のみに拘泥し、結果的に受験技術に長けた者が有利になるなど、試験の目的を失い、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

まず、試験の内容についてであるが、実技試験の目的や実施方法等から考えると、出題範囲が基本的な領域に限定されてくるという事情は認められる。しかし、出題範囲が限定されるとはいっても、その出題範囲から多種多様な問題を比較的容易に作成できると思われることから、過去の問題を公開したからといって事務に支障を及ぼすとはまでは考えられない。

また、実技試験は、実技等を実際に行わせて、実践的指導力等を評価するものであるから、その内容や評価基準を公開することによって、直ちに当該試験の目的を失わせ、教員として適当な者を採用することが困難になるとは思われないため、選考試験の遂行に支障が生じるおそれがあるとする主張は認められない。

よって、実技試験の内容および評価基準は本号に該当しないものと判断する。

(4) 専門教科・科目の試験問題の解答例の文書不存在について

諮問実施機関は、専門教科・科目の試験問題の解答例については、提出を求めているため、保有していないと主張する。

これは、専門教科・科目の試験については、その専門性ゆえに、問題作成とあわせて、採点業務も問題作成委員に依頼しており、試験を遂行

する上で必要となる採点結果については、問題作成委員により採点された結果のみを受け取っており、特に解答例の提出まで求めているとするものである。

専門的な記述式の試験問題については、その専門性ゆえに問題作成者でないと採点することが難しいと考えられること、また、試験遂行上必要となる採点結果は受け取っていることなどを考慮すると、解答例の提出を求めず、結果として保有していないという主張は、直ちに不合理であるとまで言うことはできないと判断した。

したがって、実施機関が専門教科・科目の試験問題の解答例の不存在を理由として行った非公開の決定は妥当である。

(5) その他

実施機関は、本件公開請求に対して、別紙2のとおり対象公文書を特定したものであるが、本件審査請求の審議の過程において、それ以外に、その文書の内容から本来対象公文書として特定されることが適当と考えられるものとして別表2に掲げる公文書があり、これらについても条例第6条第6号の該当性の検討を併せて行った。

そこで、参考として意見を述べれば、当該公文書については、いずれも面接試験の質問内容または評価基準に係るものであり、前記(3)イと同じく、条例第6条第6号に該当しないものと認められるので、実施機関は、これらのものを対象公文書として特定の上、公開されることが望ましいと考える。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成15. 2. 7	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
3. 17 (第105回審査会)	・ 諮問案件について、事務局から説明を受けた。
4. 14	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
5. 2 (第106回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
5. 16	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
6. 19 (第107回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
7. 24 (第108回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
9. 3 (第109回審査会)	・ 審査請求人等から意見を聴取し、諮問案件の審議を行った。
10. 2 (第110回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
11. 6 (第111回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成16. 1. 29 (第112回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
2. 16 (第113回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
3. 11 (第114回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。

別表1

対象文書の件名	個別文書の件名等	別紙1 該当番号
1 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験(第一次)一般・教職教養、専門教科・科目の試験問題について	(1) 専門教科・科目の試験問題	1
2 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験の集団面接について(小・中・養教)	(1) 平成15年度教員採用試験[集団面接の進め方]	2
	(2) 集団面接評定票	2
3 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験の集団面接について	(1) 集団面接要領<県立学校分>	2
	(2) 集団面接評定票	2
4 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験(第二次選考)の実施について	(1) 平成15年度教員採用試験第二次選考「個人面接」実施要領	2
	(2) 二次選考試験個人面接評価表	2
	(3) 指導実技採点票	3
	(4) 小中学校指導実技問題	3
	(5) 「特別活動にかかわる実技」(小学校教員志願者)について	6
	(6) 特別活動にかかる実技採点票	6
	(7) [水泳実技]	6
	(8) 小学校音楽実技課題	6
	(9) 音楽実技にかかる採点票	6
	(10) 教員採用試験実技問題(養護教員)	6
	(11) 体育実技評価票	6
	(12) 個人面接質問内容	2
	(13) 平成15年度教員採用2次試験英語受験者口頭試問	2
	(14) 個人面接評価票	2
	(15) 指導実技評価票	3
5 平成15年度公立高等学校教員採用試験(二次)の指導実技・実技試験について(県立学校)	(1) 各教科・科目試験問題(実技) ・中・高保健体育 ・高校農業、工業、商業	6
	(2) 各教科・科目試験問題(指導実技)	3

別表2

対象文書の件名	個別文書の件名等	別紙1 該当番号
1 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験の集団面接について(小・中・養教)	(1) 7 評価について	2
2 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験の集団面接について	(1) 7 . 評価について	2
3 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験(第二次選考)の実施について	(1) 2 . 質問内容 (1)質問のポイント (3)観察のポイント	2

別紙 1 請求内容一覧

平成15年度（2003年度）滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る文書

- 1．小学校教員、中学校教員、高等学校教員、盲・聾・養護学校教員、養護教員の筆記試験（一般教養・教職教養、専門教科・科目、小論文、適性検査）の試験問題および解答例
- 2．上記志願校種の口頭試験（集団面接（討論を含む。）、個人面接）の質問内容および評価基準
- 3．上記志願校種の指導実技の内容および評価基準
- 4．面接カードの書式
- 5．「子どもとの体験レポート」書式
- 6．実技試験の内容および評価基準

別紙2 請求に対する実施機関の決定状況

対象文書の件名	個別文書の件名等	実施機関の決定区分	別紙1 該当番号
1 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験(第一次)一般・教職教養、専門教科・科目の試験問題について	(1) 一般・教職教養の試験問題	公開	1
	(2) 一般・教職教養の試験問題の解答例	公開	1
	(3) 専門教科・科目の試験問題	非公開	1
	(4) 専門教科・科目の試験問題の解答例	非公開 (不存在)	1
	(5) 小論文のテーマ	公開	1
	(6) 適性検査	公開	1
2 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験の集団面接について(小・中・養教)	(1) 平成15年度教員採用試験[集団面接の進め方]	非公開	2
	(2) 集団面接評定票	非公開	2
3 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験の集団面接について	(1) 集団面接要領<県立学校分>	非公開	2
	(2) 集団面接評定票	非公開	2
4 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考の結果について	(1) 「子どもとの体験レポート」書式	公開	5
5 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験(第二次選考)の実施について	(1) 平成15年度教員採用試験第二次選考「個人面接」実施要領	非公開	2
	(2) 個人面接カード	公開	4
	(3) 二次選考試験個人面接評価表	非公開	2
	(4) 指導実技採点票	非公開	3
	(5) 小中学校指導実技問題	非公開	3
	(6) 「特別活動にかかわる実技」(小学校教員志願者)について	非公開	6
	(7) 特別活動にかかる実技採点票	非公開	6
	(8) [水泳実技]	非公開	6
	(9) 小学校音楽実技課題	非公開	6
	(10) 音楽実技にかかる採点票	非公開	6
	(11) 教員採用試験実技問題(養護教員)	非公開	6
	(12) 体育実技評価票	非公開	6
	(13) 個人面接カード(県立学校用)	公開	2
	(14) 個人面接質問内容	非公開	2
	(15) 平成15年度教員採用2次試験英語受験者口頭試問	非公開	2
	(16) 個人面接評価票	非公開	2
	(17) 指導実技評価票	非公開	3
6 平成15年度公立高等学校教員採用試験(二次)の指導実技・実技試験について(県立学校)	(1) 各教科・科目試験問題(実技) ・中・高保健体育 ・高校農業、工業、商業	非公開	6
	(2) 各教科・科目試験問題(指導実技)	非公開	3

参考

対象文書の件名	個別文書の件名等	実施機関の 決定区分	審査会の判断	別紙1 該当番号
1 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験(第一次)一般・教職教養、専門教科・科目の試験問題について	(1) 一般・教職教養の試験問題	公開	-	1
	(2) 一般・教職教養の試験問題の解答例	公開	-	1
	(3) 専門教科・科目の試験問題	非公開	公開	1
	(4) 専門教科・科目の試験問題の解答例	非公開 (不存在)	妥当	1
	(5) 小論文のテーマ	公開	-	1
	(6) 適性検査	公開	-	1
2 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験の集団面接について(小・中・養教)	(1) 7 評価について	-	(公開)	2
	(2) 平成15年度教員採用試験[集団面接の進め方]	非公開	公開	2
	(3) 集団面接評定票	非公開	公開	2
3 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験の集団面接について	(1) 7. 評価について	-	(公開)	2
	(2) 集団面接要領<県立学校分>	非公開	公開	2
	(3) 集団面接評定票	非公開	公開	2
4 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考の結果について	(1) 「子どもとの体験レポート」書式	公開	-	5
5 平成15年度滋賀県公立学校教員採用選考試験(第二次選考)の実施について	(1) 平成15年度教員採用試験第二次選考「個人面接」実施要領	非公開	公開	2
	(2) 個人面接カード	公開	-	4
	(3) 二次選考試験個人面接評価表	非公開	公開	2
	(4) 指導実技採点票	非公開	公開	3
	(5) 小中学校指導実技問題	非公開	公開	3
	(6) 「特別活動にかかわる実技」(小学校教員志願者)について	非公開	公開	6
	(7) 特別活動にかかる実技採点票	非公開	公開	6
	(8) [水泳実技]	非公開	公開	6
	(9) 小学校音楽実技課題	非公開	公開	6
	(10) 音楽実技にかかる採点票	非公開	公開	6
	(11) 教員採用試験実技問題(養護教員)	非公開	公開	6
	(12) 体育実技評価票	非公開	公開	6
	(13) 個人面接カード(県立学校用)	公開	-	2
	(14) 個人面接質問内容	非公開	公開	2
	(15) 平成15年度教員採用2次試験英語受験者口頭試問	非公開	公開	2
	(16) 2. 質問内容 (1) 質問のポイント (3) 観察のポイント	-	(公開)	2
	(17) 個人面接評価票	非公開	公開	2
	(18) 指導実技評価票	非公開	公開	3
6 平成15年度公立高等学校教員採用試験(二次)の指導実技・実技試験について(県立学校)	(1) 各教科・科目試験問題(実技) ・中・高保健体育 ・高校農業、工業、商業	非公開	公開	6
	(2) 各教科・科目試験問題(指導実技)	非公開	公開	3

実施機関は請求の対象としていないが、参考として審査会で判断の検討を行った公文書